

## 薩摩川内市ネーミングライツパートナー紹介協力広告代理店募集要項

薩摩川内市（以下「市」という。）では、ネーミングライツの推進のため、そのノウハウやネットワークを活用し、市にネーミングライツパートナーとなる見込顧客を紹介していただく広告代理店（以下「協力広告代理店」という。）を募集します。

### 1 定義

この募集要項において、使用する用語の定義は、次のとおりとします。

#### (1) ネーミングライツ

市が保有する公共施設等に企業名や商品名等を冠した名称（以下「愛称」という。）を付与する権利（施設等命名権）をいう。

#### (2) ネーミングライツパートナー

ネーミングライツを取得した施設等命名権者をいう。

#### (3) ネーミングライツ契約

市とネーミングライツパートナーの間で締結された、ネーミングライツパートナーがネーミングライツと引換えに、その対価としてネーミングライツ料を市に支払うことを合意した契約をいう。

#### (4) パートナー募集

市が「薩摩川内市ネーミングライツパートナー募集要項（施設提示型募集）」により実施するネーミングライツパートナーの募集をいう。

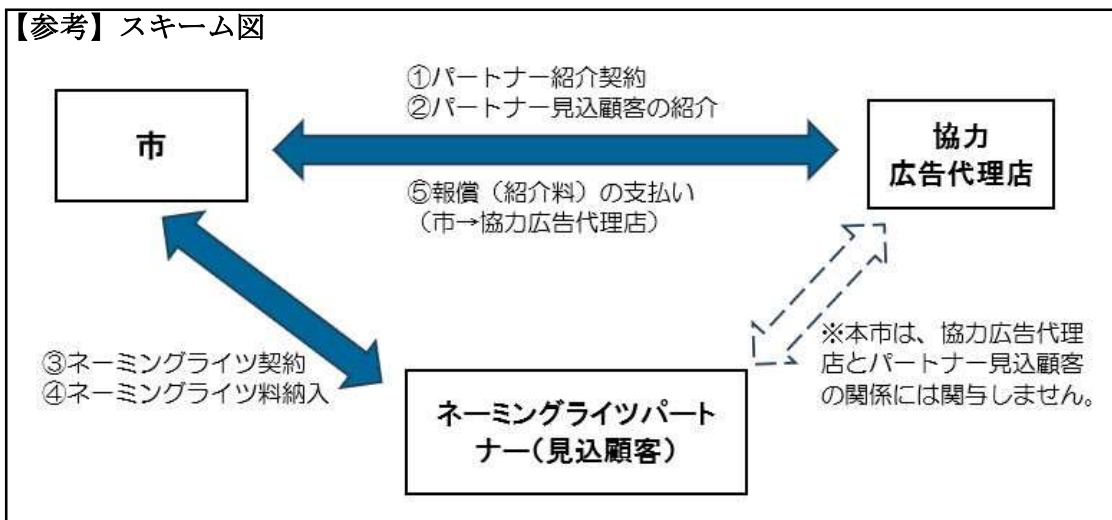
#### (5) 見込顧客

パートナー募集に申込み、ネーミングライツを取得する意思がある法人等をいう。

### 2 募集概要

協力広告代理店は、そのノウハウやネットワークを生かしながら、営業活動と見込顧客を紹介していただきます。

紹介をいただいた見込顧客が、ネーミングライツ契約を市と締結し、初年度分のネーミングライツ料の支払いがあったときは、5に規定する報償（紹介料）をお支払いします。



### 3 協力広告代理店の申込み

#### (1) 申込みと契約

協力広告代理店になっていただける場合は、あらかじめ市に「協力広告代理店申込書（様式第1号）」を提出し、市と「薩摩川内市ネーミングライツパートナー紹介契約」を締結していただきます。

契約の有効期間は、契約締結日から契約締結日の属する年度末までとします。ただし、契約期間満了の1か月前までに市又は協力広告代理店が特段の申出を行わないときは、契約期間が満了する日の翌日から1年間、契約は更新されるものとします。

協力広告代理店の法人名等は、市のホームページ等で公表します。

#### (2) 協力広告代理店の要件

広告代理業務を営む者とし、次のいずれかに該当する者は対象外とします。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員が役員となっている者
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）に規定する風俗営業及びこれに類する業種を営む者
- ウ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- エ ギャンブル（宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票をいう。）及びサッカーくじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成15年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券をいう。）を除く。）を営む者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中の者
- カ 国又は本市を含む地方公共団体における一般競争入札の参加を制限されている者
- キ 申込書類の提出時点で、市税等を滞納している者
- ク 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- ケ ア～クのほか、市が適当でないと判断した者

### 4 協力広告代理店の業務内容

市が協力広告代理店に期待する活動は、「見込顧客への営業活動等」及び「見込顧客の紹介」です。なお、パートナー募集の申込手続きの代行を求めるものではありません。

#### (1) 見込顧客への営業活動等

見込顧客への営業活動等に必要パートナー募集に関する情報（対象施設、申込条件等を記した募集要項）は、市ホームページに掲載しますのでご確認ください。

また、パートナー募集の対象施設や条件等に変更があった場合などは、随時、電子メール等でお知らせいたします。

なお、見込顧客等の事業者への営業活動等は、協力広告代理店の責任と費用負担において行ってください。

パートナー募集に関して不明な点等がある場合には、市にお問い合わせください。

#### (2) 見込顧客の紹介

協力広告代理店は、見込顧客と十分な調整を行ったうえで「見込顧客紹介状(様式第3号)」に、当該見込顧客に関する情報(募集対象施設と見込顧客情報)を記載して、提出してください。

見込顧客紹介状は、見込顧客がパートナー募集に係る申込書を市に提出する前までに、協力広告代理店が、市に持参、郵送又は電子メール送付により、提出してください。

複数の協力広告代理店から、同一の施設及び見込顧客に係る見込顧客紹介状が提出された場合は、先着順とします。ただし、当該見込顧客から疑義等があった場合はこの限りではありません。

また、協力広告代理店が見込顧客紹介状を提出した日の翌日から30日以内に紹介された見込顧客がパートナー募集に係る申込書を市に提出しなかったときは、協力広告代理店が提出した見込顧客紹介状は無効となります。ただし、同じ見込顧客を再度紹介することは可能です。

なお、紹介する法人の役員が紹介者である協力広告代理店の役員を兼務している場合は、見込顧客として紹介することはできません。

## 5 報償(紹介料)

市は、協力広告代理店から紹介された見込顧客と、ネーミングライツ契約を締結し、初年度分のネーミングライツ料の支払いがあったときは、「成約報償支払金額通知書」を協力広告代理店に送付します。その後、協力広告代理店からの請求(任意様式)に基づき、請求を受けた日から30日以内に報償(紹介料)をお支払いします。

報償(紹介料)は、市と当該見込顧客との間で締結されたネーミングライツ契約に定められたネーミングライツ料(税込み)の1年間相当分の額に、25パーセントを乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とします。

ネーミングライツ契約の始期が年度の中途であり、初年度分のネーミングライツ料の額が報償(紹介料)の額に満たない場合、初年度に支払う報償(紹介料)の額は初年度分のネーミングライツ料の額とし、その残額については、次年度分のネーミングライツ料が支払われたときにお支払いします。なお、次年度分のネーミングライツ料が支払われたときは、成約報償支払金額通知書を協力広告代理店に送付します。

報償(紹介料)の支払いは、市とネーミングライツパートナーが締結するネーミングライツ契約の期間に関わらず、一つのネーミングライツ契約に対して1回のみです。ネーミングライツ契約の契約期間等が更新された場合であっても、報償(紹介料)は支払いません。

**※本募集に係る紹介料の支払いは、当該紹介料に係る予算の成立を条件とします。**

## 6 留意事項

協力広告代理店に対してネーミングライツ事業に関する市の何らの代理権を付与するものではありません。

市は、見込顧客等の事業者と協力広告代理店との関係には関与しません。

協力広告代理店からの紹介か否かを問わず、見込顧客によるパートナー募集の申込手続きは、「薩摩川内市ネーミングライツ事業実施要綱」及び「薩摩川内市ネーミングライツパート

ナー募集要項（施設提示型募集）」に記載されたとおりとなります。

ネーミングライツパートナーの優先候補者の選定に当たっては、協力広告代理店からの紹介の有無によって有利不利となる扱いは行いません。

協力広告代理店が事業周知、営業活動などに要した経費を市が負担することはありません。

## 7 提出書類等

以下のページから、必要書類をダウンロードし、持参、郵便又は電子メールにより、9に記載のあて先に提出してください。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1023/1/3/1/18251.html>

### 【協力広告代理店として申込みをするとき】

- (1) 協力広告代理店申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第1号 別紙1）
- (3) 役員名簿（様式第1号 別紙2）
- (4) 添付書類

ア 協力広告代理店の企業又は事業の概要がわかるもの（会社概要、企業案内パンフレット等）

イ 協力広告代理店の商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 市税等の滞納のない証明書\*1

\*1本市に納税義務があり、市が税情報を調査することに同意する場合は、書類提出を省略できます。

### 【見込顧客を紹介するとき】

- ・ 見込顧客紹介状（様式第3号）

### 【報償（紹介料）を請求するとき】

- ・ 請求書（任意様式） ※金融機関口座番号、名義人が記載されているもの。

## 8 申込期間

随時受け付けます。

## 9 書類の提出先・問い合わせ先

提出先 〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号  
薩摩川内市役所 行政管理部財産マネジメント課  
財産管理グループ（本庁舎4階）

電話番号 0996(23)5111（内線：4771）

電子メール z.kanri@city.satsumasendai.lg.jp



(様式第1号 別紙1)

## 協力広告代理店申込みに係る誓約書

私は、申込みにあたり、現在、下記事項に該当する者でないことについて誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、下記1について、協力広告代理店の要件確認のため、貴市が警察機関に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員が役員となっている者
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類する業種を営む者
- 3 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- 4 ギャンブル（宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票をいう。）及びサッカーくじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成15年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券をいう。）を除く。）を営む者
- 5 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中の者
- 6 国又は本市を含む地方公共団体における一般競争入札の参加を制限されている者
- 7 申込書類の提出時点で、市税等を滞納している者
- 8 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者

令和 年 月 日

薩摩川内市長 殿

申込者 住所又は所在地

氏名（ふりがな）又は名称  
及び代表者名（ふりがな）

(様式第1号 別紙2)

役員名簿

法人名 又は 名称等	(フリガナ)			
代表者 職氏名				
所在地	〒			
役員	役職名	フリガナ	生年月日	住 所
		氏 名		

(様式第2号)

## 協力広告代理店決定通知書

令和 年 月 日

殿

薩摩川内市長

先に申込みのあった薩摩川内市ネーミングライツパートナー紹介協力広告代理店募集について、貴殿を協力広告代理店に決定しましたので通知します。

### 記

- 1 有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで  
ただし、貴殿もしくは本市いずれかの申出がない場合、1年間に限り自動的に期間を延長します。
- 2 付帯条件 本決定通知後に、薩摩川内市ネーミングライツパートナー紹介契約を締結することとします。なお、募集要項に示した協力広告代理店の対象外要件に該当することになったときは、契約を取消すこととします。

(様式第3号)

## 見込顧客紹介状

令和 年 月 日

薩摩川内市長 殿

所在地

名称

代表者名

薩摩川内市ネーミングライツパートナー紹介協力広告代理店の決定を受けたので、下記のとおり見込顧客を紹介します。

### 記

対象施設			
番号		施設名	
見込顧客の情報			
法人等名称			
業種			
所在地	〒		
担当者	所属:		
	職名・氏名:		
	電話番号:		
	E-mail:		

協力広告代理店		
担当者	所属:	
	職名・氏名:	
	電話番号:	
	E-mail:	